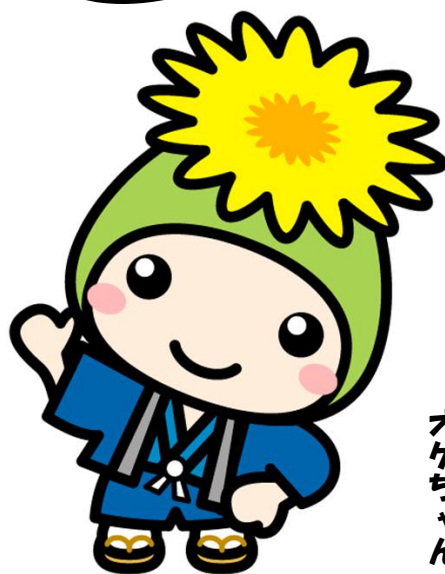


桶川市 公民館利用 の 手引き

公民館を利用するための手順等について記載しています。

詳細について知りたい時は、各公民館までお問い合わせください。



桶川市マスコットキャラクター
オケちゃん

「桶川市公民館利用の手引き」

桶川市の公民館は、社会教育法に基づいて設置され、「桶川市公民館設置及び管理条例」及び「桶川市公民館管理規則」で運営管理が定められている地域の生涯学習や社会教育の拠点となる施設です。

市民の皆さんに、実際生活に即する教育や学術、文化に関する各種の事業を行い、教養の向上や健康の増進等を図り、生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与することを目的として運営されています。

これらのことを実現するために、公民館では、「学びの場」「集いの場」「交流の場」を提供しています。そして、「仲間づくり」や「地域づくり」「まちづくり」等を学ぶことを目的とする自主的なグループ活動（学習活動・文化活動・レクリエーション活動・スポーツ活動）を支援するために施設の貸し出しを行っています。

この手引きは、公民館施設の利用条件や団体登録の手続について御理解いただくために作成したものです。

I 公民館を利用するには

あらかじめ利用団体として登録してください。登録には次の4点を満たしていることが条件となります。

- (1) 団体の活動が地域住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する学習であり、学習の成果を社会参画や社会貢献の活動につなげていくことを目的としていること。
- (2) 営利活動、政治活動、宗教活動等を目的としないこと。
※「IV 利用の制限、禁止事項」を参照のこと。
- (3) 会員が自主的・主体的に組織し運営している団体であって、継続的かつ計画的に公民館での活動を行っていること。
- (4) 原則として5人以上の会員を有し、その3分の2以上が市内に在住、在勤又は在学する者であること。

<例>文化団体、体育レクリエーション団体、社会教育関係団体、青少年団体、一般成人団体、ボランティア団体、自治会、PTA等

1 会員が4人以下の場合

会員は原則として5人以上が必要となりますが、会員が4人以下でも団体外での利用として登録が可能です。ただし、会員の人数以外は団体の登録と同じ条件を満たす必要があります。

また、公民館の効率的な利用促進のため、5人以上の団体等の利用を優先とさせていただきますので、団体外での利用は利用希望日の7日前以後で予約に空きがある場合につき受け付けます。

注1：団体、団体外いずれの登録の場合も、利用内容を審査した上での許可となります。内容によっては審査にお時間をいただく場合がありますので御了承ください。

2 未成年が主たる会員となる場合

(1) 中学生以下の未成年者の場合

利用団体又は団体外としての登録、仮予約及び許可申請、当日の利用は、保護者の同伴が必要となります。

(2) それ以外の未成年者の場合

利用団体又は団体外としての登録時のみ保護者の同伴が必要となります。

II 仮予約から施設利用までの流れ

仮予約	「II-① 仮予約の方法」により、利用する公民館の部屋を仮予約してください。
使用許可申請	<p>「II-② 申請手続き(書類の提出・審査)」及び「II-③ 申請手続き後の使用料の支払い」により、利用する2日前までに利用する各公民館窓口で公民館使用許可申請書を提出し、使用料を納入してください。その後、「公民館使用許可書」を発行します。</p> <p><u>※使用料は原則、前納で現金のみの取り扱いとなります。</u></p>
施設利用	<p>公民館を利用する際、団体代表者又は個人は、窓口で「公民館使用許可書」を提示し、利用する部屋の鍵、備品類、利用報告書を受け取ってください。</p> <p><u>なお、部屋の鍵等は、各部屋の利用状況にもよりますが、原則として利用開始時間の15分前から貸出しします。</u></p> <p>部屋の利用後は、机、いす等を利用前の状態に戻し、利用報告書に必要事項を記入の上、貸出しを受けた鍵、備品類とともに提出してください。</p>

II-① 仮予約の方法

公民館の各部屋の空き状況の照会、仮予約、及び予約の取り消しは、電話、窓口及びインターネットの公共施設予約システムから行うことができます。

方 法	受付日・時間
電 話	<受付日> 月曜日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除き毎日 利用する日の3か月前～利用日2日前 <u>※団体外での利用は利用希望日の7日前以後で予約に空きがある場合につき受け付けます。</u>
窓 口	<受付時間> <u>午前8時30分～午後5時</u> (<u>先着順</u> で受け付けします。)
公共施設予約 システム	<受付日> 利用する日の3か月前から5日を経過した日～利用日14日前 <u>※団体外での利用は予約可能となる日が公共施設予約システムの受付期間外となりますので使用できません。</u> <受付時間> 24時間受付可能です。

II-② 申請手続き(書類の提出・審査)

利用日の2日前までに「公民館使用申請書」に必要事項を記入の上、月曜日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く日の午前8時30分から午後5時までの間に利用する公民館窓口申請書を提出してください。

注2：「公民館使用申請書」は各公民館窓口用意してあります。

注3：予約の変更、取り消しは、速やかに手続きを行ってください。

注4：市又は教育委員会から施設利用に当たっての減免許可を受けている利用団体は、申請時に「減免許可書」を提示してください。

II-③ 申請手続き後の使用料の支払い

利用日の2日前までに利用する公民館窓口で使用許可の申請をした後、使用料をお支払いください。使用料をお支払いいただいた後に、「桶川市公民館使用許可書」を発行します。

注5：一度支払われた使用料は、原則として返金できません。取り消し等が生じた場合、使用料は、利用日の振替対応とさせていただきますので御了承ください。

なお、変更先の部屋の使用料があらかじめ申請していた部屋より金額が大きい場合、新たな申請書にて差額を徴収させていただきますので御了承ください。

III 利用上の注意

- ・公民館は全てセルフサービスです。施設や設備は大切に使い、利用後は整理整頓、清掃をしてください。
- ・利用する前に非常口の確認をしておいてください。なお、非常時には公民館職員の指示に従って行動してください。
- ・利用時間（準備、後片付けの時間を含む。）は遵守してください。
- ・許可を受けた目的以外には利用しないでください。
- ・貴重品は、利用者が責任をもって管理してください。
- ・利用に当たって出たゴミは、全てお持ち帰りください。
- ・エントランスホール等の共有スペースを使用する際の打ち合わせの際は、ほかの利用者の迷惑とならないよう御配慮ください。
- ・施設、設備等の破損があった場合は、速やかに職員にお申し出ください。
- ・市の緊急用務の場合、利用を一時停止する場合があります。

IV 利用の制限、禁止事項（以下の項目に該当する場合は利用できません。）

- ・商品の販売、商品の展示、試食、実演等による説明会、講習会等の営利、宣伝を目的として行う活動
- ・社員、店員を採用するための試験、面接会場
- ・個人教授、塾経営者による日常の練習活動
- ・生活展示即売会、バザー、不用品交換会、募金活動
※教育委員会が許可した場合は除く。
- ・営利目的で実施する不特定多数を対象とする有料の催し物

- ・特定の政党に特に有利又は不利な条件での利用
- ・特定の政党に偏った利用
- ・一般市民への布教活動
- ・宗教的行事
- ・公共の利益に反する活動をする団体の利用
- ・利用許可の権利の他人への譲渡又は転貸
- ・アルコール類（ノンアルコールと表示されているものを含む）の持ち込み
- ・大音量の楽器演奏、大きな振動や騒音、悪臭を伴う等、ほかの利用者や近隣へ迷惑を及ぼすおそれがある利用
- ・所定の場所以外での喫煙
- ・許可のない飲食を主目的とした利用
- ・許可のない火気の利用
- ・許可のない付属設備や備品等の公民館外への持ち出し
- ・酒気を帯びた者の利用
- ・ペットを連れての利用
- ・その他法令等で禁止、制限されているもの。公民館の目的に反する行為や管理運営上支障があると認められる行為

V その他、Q&A

Q 1 : 団体外としての登録で、会員が1名又は2名の場合、登録条件の「その3分の2以上が市内に在住、在勤又は在学する者であること」の部分はどうなりますか？

A 1 : 会員が1名又は2名の場合、全員が市内に在住、在勤又は在学する者である必要があります。

Q 2 : あらかじめ仮予約を行っていない状態で、前日、又は当日に公民館を利用したい場合、申請は可能ですか？

A 2 : 仮予約から申請までの手続きは、原則として利用日の2日前までに完了していただく必要がありますが、あらかじめ公民館利用団体又は団体外としての登録が完了しており、利用希望日に部屋の空きがある場合は申請可能とします。

ただし、夜間の利用を希望する場合は、利用希望日の夜間にあらかじめ他の団体等の利用がある場合に限り申請可能としますので、利用状況を職員へ御確認ください。

なお、申請及び使用料のお支払い手続きができるのは公民館職員が在

館している午前8時30分から午後5時までの間となりますので御注意ください。

Q3：公民館の利用日当日、活動時間を延長したい場合、申請は可能ですか？

A3：仮予約から申請までの手続きは、原則として利用日の2日前までに完了していただく必要がありますが、延長先の時間帯に部屋の空きがある場合は当日申請可能とします。

ただし、夜間まで延長したい場合は、当日の夜間にあらかじめ他の団体等の利用がある場合に限り申請可能としますので、利用状況を職員へ御確認ください。

なお、申請及び使用料のお支払い手続きができるのは公民館職員が在館している午前8時30分から午後5時までの間となりますので御注意ください。

Q4：本来使用したかった部屋があらかじめ他の団体等に予約されていたため、やむを得ず他の部屋を予約し、利用申請を完了していました。

利用日当日に公民館へ確認したところ、本来使用したかった部屋が取り消し等で空いていることが判明しました。

当日にあらかじめ申請していた部屋を取り消し、本来使用したかった部屋に変更することはできますか？

A4：取り消しに伴う振替対応は、原則として利用日の2日前までの取り消しに対して有効ですが、部屋に空きがある場合は変更可能としますので、利用状況を職員へ御確認ください。

ただし、原則として一度納めていただいた使用料の返金は行っておりません。また、変更先の部屋の使用料があらかじめ申請していた部屋より金額が大きい場合、新たな申請書にて差額を徴収させていただきますので御了承ください。

なお、申請及び使用料のお支払い手続きができるのは公民館職員が在館している午前8時30分から午後5時までの間となりますので御注意ください。